

# 淡交会青年部近畿第三ブロック規約

# 淡交会青年部近畿第三ブロック規約

## 第一章 総 則

### （趣 旨）

第一条 この規約は、茶道裏千家淡交会（以下「淡交会」という）青年部ブロックの組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### （名 称）

第二条 本会は、一般社団法人茶道裏千家淡交会近畿第三地区地域等に存し、茶道裏千家淡交会青年部近畿第三ブロック（以下「本ブロック」という）と称する。

### （事務所）

第三条 本ブロックの事務所は、ブロック長の定めるところ（**尼崎市塚口町三丁目十七の十二**）に置く。

### （構 成）

第四条 本ブロックは、ブロック内の青年部をもって構成する。

## 第二章 目的及び事業

### （目 的）

第五条 本ブロックは、宗家並びに淡交会総本部の指導のもとに、ブロック内各青年部の均衡・ブロック内青年部会員の連絡・調整を行い、親睦・友愛を深めるとともに青年部リーダーを育成することを目的とする。

### （事 業）

第六条 本ブロックは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

①宗家並びに淡交会総本部の指針に基づく事業

## 第三章 役 員

### （役員等）

第七条 本ブロックには、次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| ①ブロック長    | 1 名 |
| ②副ブロック長   | 若干名 |
| ③ブロック幹事長  | 1 名 |
| ④ブロック副幹事長 | 若干名 |
| ⑤ブロック委員   | 若干名 |
| ⑥ブロック会計   | 2 名 |
| ⑦ブロック監事   | 2 名 |
- 二 前項の役員のほか、顧問及び相談役をそれぞれ若干名置くことができる。

三 ブロック長は、ブロック内全国委員の中から選任し、会長並びに理事長がこれを委嘱する。

四 副ブロック長・ブロック幹事長・ブロック副幹事長・ブロック会計及びブロック監事は、ブロック委員の互選により、淡交会の会長並びに理事長がこれを委嘱する。

五 ブロック委員は、ブロック内青年部の部長及び出向する会員の中から若干名を選任する。

六 顧問は、地区長・地区内各支部長又はブロックの目的に賛

同する数寄者の中から選任する。

七 相談役は地区内参事・参事補・特別参事、各支部幹事長又は青年部役員経験者の中から選任する。

八 第1項及び第2項の役員の就任・変更に関する事項は、その事由の生じた後遅滞なく淡交会総本部に報告し、その承認を得るものとする。

#### （任期）

第八条 本ブロックの役員の任期は、一期二年とする。ただし、再任を妨げない。

二 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

三 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その任務を行わなければならない。

#### （任務）

第九条 本ブロックの役員の任務は、次の通りとする。

① ブロック長                      ブロックの会務全般を総理

② 副ブロック長                      ブロック長の補佐

③ ブロック幹事長                      ブロック長・副ブロック長の補佐及び

                                            ブロックの運営全般の掌理

④ ブロック副幹事長                      ブロック幹事長の補佐

⑤ ブロック委員                      ブロックの運営

⑥ ブロック会計                      ブロックの経理

⑦ ブロック監事                      ブロックの会計及び会務執行状況の監査

⑧ 顧問及び相談役                      ブロック運営に関する受相談

### 第4章 会 議

#### （会 議）

第十条 本ブロックは、その運営のため、次の会議を開催する。

① ブロック協議会

② 役員会

（ブロック協議会）

第十一条 ブロック協議会は、本規約第七条一項に定める役員及びブロック内青年部の部長をもって構成する。ブロック監事は必要に応じて出席し、意見を述べることができる。

二 前項のブロック協議会は、ブロック長が招集し、毎年1回以上開催する。

（定足数）

第十二条 ブロック協議会は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状提出者は出席とみなす。

（議事録）

第十三条 会議の議事については、議事録を作成し、遅滞なく淡交会総本部に提出するものとする。

（役員会）

第十四条 役員会は、ブロック長・副ブロック長・ブロック幹事長・ブロック副幹事長及びブロック会計で構成し、必要に応じて開催する。ブロック監事は必要に応じて出席し、意見を述べることもできる。

（決議の省略）

第十五条 各会議の構成員が、決議の目的である事項について提案した場合において、同構成員の過半数が同意したときは、当該提案を可決する決議があったものとする。

### 第五章 会 計

（運営経費の構成）

第十六条 本ブロックの運営経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 補助金
- ② 助成金
- ③ 分担金
- ④ 寄付金・雑収入

（分担金）

第十七条 本ブロックを構成する各青年部は、ブロックの運営に必要な費用を分担する。

（事業計画及び予算）

第十八条 本ブロックの事業計画及びこれに伴う収支予算はブロック長が作成し、役員会の承認を受けて、淡交会総本部に届け出るものとする。

（事業報告及び決算）

第十九条 本ブロックの事業報告及びこれに伴う収支決算は、ブロック長が作成し、監事の意見を付けた上、ブロック協議会の承認を受けて、毎会計年度終了後1ヶ月以内に淡交会総本部に報告するものとする。

（事業年度）

第二十条 本ブロックの事業年度は、毎年一月一日に始まり同年十二月三十一日に終わる。

## 第六章 規約の変更

（規約の変更）

第二十一条 この規約を変更する際は、淡交会総本部の承認を得るものとする。

## 第七章 補 則

（補 則）

第二十二条 この規約に定めるもののほか、本ブロックの運営に必要な事項は、ブロック長が、ブロック協議会の議決を経て、淡交会総本部の承認を得るものとする。

（全国委員）

第二十三条 当ブロック選出の全国委員は、役員会の承認を受けてブロック長が推薦するものとする。

## 付 則

この規約は、平成二十五年一月一日から施行する。

この規約の変更は、令和三年一月二十一日から施行する。

（令和三年一月二十一日 淡交会総本部の承認を得る）